第四十条の五第四項第五号中「第四十一条の三の二第一項」を「第四十一条の十九の三第一項」に改める。

第四十条の七の八第一項第一号ロ及び第四十条の七の十第一項第一号中「年、その前年」を「年分、その前年分」に、「前々年」を「前々年分」に、「第二十五条の二第三項」を「第二十五条の二第四項（令和八年分以前の年分にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）第七条の規定による改正前の租税特別措置法第二十五条の二第三項）」に改める。

第四十条の八の十一第一項の表法第七十条の七の九第一項の項及び法第七十条の七の十第一項の項中「令和八年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

第四十二条の二の二第二項第五号中「第四十一条の三の二第一項」を「第四十一条の十九の三第一項」に改める。

第四十二条の三の見出し中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条第一項中「マンション建替事業は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第七号」を「マンション再生事業は、マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「同項第四号」を「同項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第七十六条第一項ただし書に規定する政令で定める部分は、同項第三号の土地に関する権利の価額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額に対応する部分とする。

一　法第七十六条第一項第三号に掲げる登記を受ける者がマンションの再生等の円滑化に関する法律第五十八条第一項の権利変換計画において当該登記に係る土地について旧権利（同項第二号の再生前マンションの敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等、同項第五号の隣接施行敷地権又は同項第八号の施行底地権をいう。）を有する者として定められた者であり、かつ、当該旧権利の種別（所有権又は同法第二条第一項第三十六号に規定する借地権（以下この号において「借地権」という。）の別をいう。以下この号において同じ。）と当該土地に関する権利の種別とが同一である場合　当該土地に関する権利の持分の割合から当該旧権利の持分の割合を控除した割合を当該土地に関する権利の持分の割合で除して計算した割合（当該旧権利がその者が単独で有する所有権若しくは借地権である場合又は当該控除した割合が零を下回る場合には、零）

二　前号に掲げる場合以外の場合　一

第四十二条の三第三項を削り、同条第四項中「第七十六条第三項ただし書」を「第七十六条第四項ただし書」に改め、同項各号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第四十二条の六の次に次の一条を加える。

（登記の税率の軽減を受ける区域の範囲等）

第四十二条の七　法第八十一条の二第一項に規定する政令で定める区域は、特に重点的に医師の確保を図る必要がある区域として厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する区域とする。

2　法第八十一条の二第一項に規定する政令で定める建物は、その建物の新築、取得、増築、改築、修繕又は模様替に要する費用について、政府の補助で財務省令で定めるもの（以下この項において「補助」という。）を受けた建物又は当該補助を受けることが確実であると見込まれる建物のうち、医療の確保に資するものとして財務省令で定めるものとする。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第四十三条の二第一項中「次に掲げる要件の全てを満たす」を削り、「都市再生事業のうち、第一号及び第二号に掲げる要件（」に、「都市の国際競争力の強化に資する建築物として財務省令で定めるものの整備を伴うものに限る。）」を「次に掲げる要件の全て）を満たすもの」に改め、同項第二号中「次のイ又はロ」を「イ又はロに掲げる要件（当該都市再生事業が法第八十三条第二項の規定の適用に係るものである場合にあつては、イに掲げる要件又はロ及びハに掲げる要件）」に改め、同号イ中「割合」の下に「（ハにおいて「公共施設面積割合」という。）」を加え、同号に次のように加える。

ハ　公共施設面積割合が百分の十以上であること。

第四十三条の二第一項に次の一号を加える。

三　都市の国際競争力の強化に資する建築物として財務省令で定めるものの整備を伴うものであること。

第四章中第四十四条の三の次に次の一条を加える。

（登記の免税を受ける土地の範囲）

第四十四条の四　法第八十四条の五の二に規定する政令で定めるものは、地盤の液状化により同条の地図における土地の境界が当該土地の筆界（同条に規定する筆界をいう。）と相違することとなつた土地として法務大臣及び国土交通大臣が指定するものとする。

2　法務大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により土地を指定したときは、これを告示する。

第四十五条第一項第二号中「関税法」の下に「（昭和二十九年法律第六十一号）」を加える。

第四十六条の二第二項中「、同令第七十一条第二項中「経過した日」とあるのは「経過した日（租税特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日。第五項において同じ。）」と」を削る。

第五十一条の二第一号中「平成二十一年天然ガス車基準」を「平成二十一年天然ガス軽中量車基準」に改め、同項第二号イ(2)中「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、「（令和七年四月三十日までの間は、令和二年度基準エネルギー消費効率以上）」を削り、同号ロ(2)中「百分の百六十二（令和七年四月三十日までの間は、百分の百五十）」を「百分の百七十三」に改め、同号ハ及びニを削り、同号ホ中「ニに掲げる自動車を除く」を「法第九十条の十二第一項第四号ハに規定する貨物自動車をいう。第四号ハ及びニにおいて同じ」に改め、同号ホ(2)中「第九十条の十二第一項第四号ニ(2)を「第九十条の十二第一項第四号ハ(2)」に改め、「に百分の九十を乗じて得た数値」を削り、同号ホを同号ハとし、同項第三号ロ及び第四号イ(2)中「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、「（令和七年四月三十日までの間は、令和二年度基準エネルギー消費効率以上）」を削り、同号ロ中「乗合自動車」の下に「（法第九十条の十二第一項第四号ロに規定する乗合自動車をいう。ニにおいて同じ。）（令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）」を加え、同号ロ(1)中「に適合する」を「又は法第九十条の十二第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準に適合する」に改め、同号ハ(2)中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同号ニ(2)中「（法第九十条の十二第一項第六号ニ(2)に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率をいう。次項第二号及び第八号において同じ。）に百分の百五」を「に百分の百十」に改め、同条第二項第一号中「平成二十一年天然ガス車基準」を「平成二十一年天然ガス軽中量車基準」に改め、同項第五号中「法第九十条の十二第一項第四号イ(2)に規定する」を削り、「であつて」を「（法第九十条の十二第一項第四号イ(2)に規定する基準エネルギー消費効率をいう。第十号において同じ。）であつて」に改め、同項に次の一号を加える。

十　平成二十七年度基準エネルギー消費効率　基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。

第五十二条の二第二項中「学生等」を「学生」に改める。

第五十五条第二項中「第二十六条第二十二項（同条第三十七項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五十一条の二の改正規定　令和八年五月一日

二　目次の改正規定（「第十九条の四」を「第十九条の四の二」に改める部分に限る。）、第十八条の二第二項各号の改正規定、第二章第七節の二中第十九条の四の次に一条を加える改正規定及び第二十六条の二十七の二の見出しの改正規定　令和八年十二月一日